令和８年（フ）第１６３号
岡山県倉敷市寿町６番６号
破産者　佐藤　美紀
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第１２３号
広島県三原市本郷町船木3080番地２　ヴィラナリー本郷２－108、前住所広島県広島市安佐南区古市３丁目18番36－203号
破産者　秋根　誠士
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第８号
広島県尾道市防地町28番２号
破産者　安松　淳子
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第９号
愛媛県大洲市菅田町菅田甲2156番地２
破産者　上田留理子
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

令和８年（フ）第２２３号
北九州市小倉北区高坊２丁目12番５－802号
破産者　有馬　拓哉
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２０３号
福岡県春日市春日９丁目35番地１　ボンエルフ白栄Ａ－102号、前住所佐賀市白山１丁目５番32号
破産者　伊藤賢一郎
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９３号
佐賀市川副町大字犬井道4269番地３
破産者　原田りつ子
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７１号
長崎県西彼杵郡長与町本川内郷39番地２　フィデール101号
破産者　田端真恵子
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４号
長崎県南島原市西有家町龍石6048番地１、前住所長崎市毛井首町506番地９　メゾン光華Ⅱ103
破産者　肥喜里浩二
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第２７４号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目７番４号
破産者　大久保一志
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３７５号
熊本市東区新南部３丁目５番50号　光産ハイツＢ102
破産者　礒野　　実
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３７６号
熊本市東区新南部３丁目５番50号　光産ハイツＢ102
破産者　礒野理佳子
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３７７号
熊本市東区新南部３丁目５番50号　光産ハイツＢ102
破産者　礒野　正道
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１号
熊本県八代市松崎町800番地40
破産者　岩田恵里佳
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第１９０号
宮崎県児湯郡新富町大字上富田4149番地
破産者　落合　千帆
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第２１３号
宮崎県延岡市出北４丁目102番地８、前住所宮崎県延岡市野地町２丁目5167番地41
破産者　井下　和宏
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和８年（フ）第２３号
富山県富山市山王町５番13号、開始決定時の住所富山市向川原町２番21号
破産者　深山　克子
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４号
富山県富山市山王町５番13号、開始決定時の住所富山市向川原町２番21号
破産者　深山　泰司
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６号
神奈川県横須賀市平作１丁目26番６号
破産者　首藤　　颯
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部